

第 6 章 稅務機構・職員研修

2 税務職員数

(1) 税務職員数

(平成29年4月1日現在)

課・地方 振興局別	区分	配当 定員	事務吏員							合計	
			吏員								
			役付職員				一般職員				
			次長 相当	課長 相当	副課長 相当	主任 主査 相当	主査	副主査	主事		専門員
税務課		17	0	3	0	4	5	2	4	0.5	18.5
税務システム課		15	0	2	0	3	4	2	3	0.0	14.0
県北県税部		47	0	2	1	8	13	1	19	2.5	46.5
県中県税部		44	0	3	0	8	16	1	14	3.0	45.0
県南県税部		19	0	2	0	4	3	1	8	1.5	19.5
会津県税部		30	0	2	1	5	5	1	15	1.5	30.5
南会津県税部		8	0	1	1	1	1	0	4	0.0	8.0
相双県税部		24	0	2	0	5	1	1	16	0.5	25.5
いわき県税部		42	0	3	0	9	7	1	24	0.5	44.5
総計		246	0	20	3	47	55	10	107	10.0	252.0

(注)再任用職員は1名あたり「0.5人」で換算

(2) 税務経験年数別税務職員数

(平成29年4月1日現在)

課・地方 振興局別	区分	2年 未満	2年 以上 4年 未満	4年 以上 6年 未満	6年 以上 8年 未満	8年 以上 11年 未満	11年 以上 15年 未満	15年 以上 21年 未満	21年 以上 26年 未満	26年 以上	計
		税務課	1	2	5	2	4	3	1	0	0.5
税務システム課	3	2	1	4	1	2	0	1	0.0	14.0	
県北県税部	18	7	4	4	4	4	4	1	0.5	46.5	
県中県税部	12	9	5.5	3.5	6	1.5	6	0	1.5	45.0	
県南県税部	6	3	4	1	2	1	1	0.5	1.0	19.5	
会津県税部	13	6	2	0	6.5	1	0.5	0	1.5	30.5	
南会津県税部	3	1	0	1	1	0	0	2	0.0	8.0	
相双県税部	11.5	7	0	0	2	1	4	0	0.0	25.5	
いわき県税部	13	10	10	4.5	3	3	0	1	0.0	44.5	
総計	80.5	47	31.5	20	29.5	16.5	16.5	5.5	5	252.0	

(注)再任用職員は1名あたり「0.5人」で換算

3 平成29年度税務職員研修実績一覧

研修名称	対象者	実施時期	修了者数	研修科目
税務初任者研修	新たに県税事務に従事することとなった職員	4月5日	30名	税務職員の基礎知識、租税のしくみ、地方税総則
税務新任キャップ研修会	新たに県税部のキャップとなった職員	4月12日	10名	キャップの役割、ケーススタディ、危機管理、情報交換、ディスカッション
管理担当職員(窓口担当)事務専門研修	窓口担当職員	4月17日	7名	延滞金計算、接遇、納税証明書、収納事務
徴収事務専門研修	徴収事務担当職員	6月11日～13日	17名	徴収事務、事例研究、延滞金の計算、ロールプレイング
法人二税事務専門研修	法人二税担当職員	6月13日～14日	10名	法人二税等の実務及び演習、延滞金の計算、電算事務
外形標準課税調査事務研修	法人二税担当職員	8月25日	11名	外形標準課税の概要及び調査
個人事業税事務専門研修	個人事業税担当職員	5月25日	8名	個人事業税の特徴と性格、課税標準及び税率、賦課徴収、業種の判定等、電算事務
不動産評価事務(非木造)研修	不動産取得税担当職員	5月9日～11日 9月25日～27日	15名	評価理論、電算事務 実施調査の留意事項、モデル家屋調査、計算事務
不動産取得税承継事務専門研修	不動産取得税担当職員	6月27日～28日	9名	法令解釈、演習問題、電算事務
不動産取得税・事業税課税免除等研修	課税免除担当職員	7月11日	16名	復興特区法、福島特措法等の概要、課税免除及び不均一課税制度の概要、課税免除等事務処理上の留意点、電算事務
簿記2級研修(通信)	法人二税担当職員	5月1日～ 10月31日	1名	簿記2級コース
簿記研修(TV会議方式)	法人二税担当職員	9月21日～ 11月2日	10名	簿記3級コース
自動車二税事務研修	自動車二税担当職員	4月25日～26日	13名	自動車税課税事務、電算事務
間税専門研修	間税担当職員	6月5日～6日	9名	軽油引取税・ゴルフ場利用税・産業廃棄物税の課税実務、軽油引取税の調査事務、電算事務
間税犯則調査研修	犯則調査を実施する際に中心となる職員	11月27日～28日	7名	犯則調査の基礎知識、犯則調査の実務(演習)

(注) 修了者数は県職員のみ。

